

第1章 計画策定までの経緯及びその趣旨

平成16年から必修化された新医師臨床研修制度により、地方の病院を中心に医師不足が起きました。

当院もその例外ではなく、平成16年には43人の常勤医師が在職していましたが、平成21年には19人となりました。また、看護師も平成16年219人から平成21年には154人となりました。

これらの影響により、320床であった稼働病床を平成21年には189床まで減少しなければならない状況となり、平成16年度は入院患者数が7万8,141人、外来患者数が19万2,565人でしたが、平成21年度には入院患者数が4万1,755人、外来患者数が10万4,930人とほぼ半減し、赤字経営が続いていました。

総務省は、多くの公立病院において経営状況の悪化や医師不足等のために医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっていたことから、平成19年に「公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に公立病院改革プランの策定を要請しました。

総務省からの要請を受け、当院では平成21年3月に共立蒲原総合病院改革プランを策定し、同年7月に外部有識者で組織する「共立蒲原総合病院運営検討委員会(以下「運営検討委員会」という。)」を設置しました。平成22年6月に運営検討委員会の答申を受け、地域における当院の役割及び提供する医療の質と量を明確にし、経営の安定を図るため、平成23年度から平成27年度まで5か年の共立蒲原総合病院中期経営計画(以下「第一次計画」という。)を策定しました。

第一次計画の目標値を達成するため、様々な施策を実行してきました。

しかし、平成24年度診療報酬改定や同年10月の院外処方開始等に伴い、第一次計画策定当初から経営を取り巻く環境が変化してきたことにより、平成25年3月に「中期経営計画(追補版)」(以下「追補版」という。)を策定し、計画値を見直しました。そして、見直された計画値を達成するため鋭意努力してきました。

最近の国の医療政策の動向では、平成26年に成立した医療介護総合確保推進法において、2025年に向けた医療・介護機能再編の将来像として、地域包括ケアシステムの構築が急務の課題とされています。

平成26年度診療報酬改定(以下「平成26年度改定」という。)では7対1入院基本料の施設基準の厳格化が示され、医療法改正により平成26年10月から病床機能報告制度が開始されました。また、二次医療圏ごとのバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための「地域医療構想策定ガイドライン」が平成27年3月に厚生労働省から発表されました。

当院においては、平成26年4月の消費税増税や医師招聘の努力にもかかわらず平成26年度末では常勤医師が16人という状況であり、当院を取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、より安定した経営基盤の確立に向けてさらなる取り組みが必要です。

追補版の期間が平成28年3月末で終了します。この5か年に実施してきた諸施策を検証し、今後も継続して実施すべきもの、新たに実施するものを整理する必要があります。また、経営基盤の安定化に取り組み、前述した国の医療政策に基づいて、地域医療のあるべき姿や各医療機関との連携を強化し、住民の健康管理に努めていかなければなりません。

第一次計画の考え方や方向性を継承し、当院の理念に基づき、平成27年3月31日に総務省から発表された「新公立病院改革ガイドライン」に沿った、新たな第二次共立蒲原総合病院中期経営計画(以下「第二次計画」という。)を策定します。

共立蒲原総合病院の理念

1. 地域中核病院として、地域住民のニーズに対応した適正な医療を提供する。
2. 患者中心の全人的医療を提供する。
3. 健全な収支の確立に努める。
4. 職員が働き甲斐・誇りをもてる職場を構築し、医療水準の向上に努める。

共立蒲原総合病院の方針

1. 病院中期経営計画の目標を達成する。
2. チーム医療を促進する。
3. 経営資源を適切に活用する。
4. 倫理観を持って行動する。